

警報等についての対策要領

京都府立京都障害者高等技術専門校

(目的)

第1条 この要領は、警報等が発令された場合において、訓練生の生命の安全を第一義として、本校が執るべき休校（家庭学習）及び登下校について定める。

(把握及び周知)

第2条 警報等の発令については、速やかに把握するとともに周知に努めなければならない。

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等の情報により把握する。
- 2 訓練生在校中に上記の情報を把握したときは、速やかに職員及び訓練生に周知する。

(対応)

第3条 警報等の発令を把握した場合は、別表第1により対応するものとする。ただし、交通ストライキその他対応が必要な場合については、その都度協議し、校長が判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- この要領は、平成22年6月1日から施行する。
- この要領は、平成25年10月7日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

警報発令時の対応について

	警 報 等	在校中の場合	在宅中の場合
全訓練生対象	<p>○対象警報： 特別警報 暴風警報 暴風雪警報</p> <p>○発令地域：京都市</p>	<p>○訓練生は速やかに下校させる。ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。</p>	<p>①午前7時までに解除された場合は、訓練を実施する。 ②午前7時を越えても解除されない場合は、家庭学習とする。 ③午前7時を超え、午前10時までに解除された場合は、午後1時から訓練を実施する。</p>
発令地域居住訓練生対象	<p>○対象警報： 特別警報 暴風警報 暴風雪警報</p> <p>○発令地域： 居住地市町村</p>	<p>○校としては訓練を実施する。</p> <p>○発令地域居住の訓練生は速やかに下校させる。ただし、暴風雨通過中等下校が危険と予想される場合は、待機させることがある。</p>	<p>○校としては訓練を実施する。</p> <p>○発令地域居住の訓練生は次により対応する。 ①午前7時までに解除された場合は、訓練を受講させる。 ②午前7時を越えても解除されない場合は、家庭学習とする。 ③午前7時を超え、午前10時までに解除された場合は、午後1時から訓練を受講させる。</p>
全訓練生対象	○対象警報等：光化学スモッグ警報等		
	○発令地域：京都市		
	光化学スモッグ緊急警報・警報	屋外訓練を屋内訓練に変更する。	
	光化学スモッグ注意報	状況により屋内訓練に変更する。	